

最終処分場周辺の地下水の水質測定記録

令和5年度 地下水検査項目（年1回実施）（『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』に基づく測定）

採取月日：5月12日 結果を得られた日：5月31日 採取場所：（上流）標茶町開運9丁目22番地 （下流）標茶町開運9丁目22番地

地下水検査項目		根拠法令 最終処分場省令	測定頻度	単位	基準又は 規制値	結果	
						上流	下流
新最終処分場 浸出水処理施設	アルキル水銀	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	不検出	不検出
	総水銀	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005
	カドミウム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	鉛	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.001
	六価クロム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005
	砒素	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	全シアン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
	ポリ塩化ビフェニル	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
	トリクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01
	1,2-ジクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.04以下	<0.008	<0.008
	1,1,1-トリクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	1以下	<0.001	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	1,3-ジクロロプロペン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	チウラム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	シマジン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	ベンゼン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	セレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	1,4-ジオキサン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	ダイオキシン類	※第1条第1号口	1回／年	pg-TEQ/L	1以下	0.0031	0.0057

※『ダイオキシン類対策特別措置法』に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令』に基づく測定

※新最終処分場～平成30年3月に新たな最終処分場を建設し、4月から埋立を開始している。

最終処分場周辺の地下水の水質測定記録

令和5年度 地下水検査項目（年1回実施）（『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』に基づく測定）

採取月日：5月12日 結果を得られた日：5月31日 採取場所：（上流）標茶町開運9丁目22番地 （下流）標茶町字西標茶149番地1

地下水検査項目		根拠法令 最終処分場省令	測定頻度	単位	基準又は 規制値	結果	
						上流	下流
旧最終処分場浸出水処理施設	アルキル水銀	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	不検出	不検出
	総水銀	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005
	カドミウム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	鉛	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	六価クロム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005
	砒素	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	全シアン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
	ポリ塩化ビフェニル	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
	トリクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01
	1,2-ジクロロエチレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.04以下	<0.008	<0.008
	1,1,1-トリクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	1以下	<0.001	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	1,3-ジクロロプロペン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	チウラム	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	シマジン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	ベンゼン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	セレン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	1,4-ジオキサン	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	第1条第2項第10号口	1回／年	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	ダイオキシン類	※第1条第1号口	1回／年	pg-TEQ/L	1以下	0.059	0.0041

※『ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令』に基づく測定

※旧最終処分場～平成30年4月から埋立を終了している。